		日号外	ページ
八六	令和二年度における前期高齢者医療の国庫負担金及び後期高齢者交付金の算定等に関する政令第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める告示	二四 57	一五
八七	雇用保険法附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域	二五	四
八八	確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率の一部を改正する件	二五 58	二六
八九	確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率の一部を改正する件	二五 58	二六
九〇	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率の一部を改正する件	二五 58	二七
九一	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十三条第二項に規定する予定利率及び予定死亡率の一部を改正する件	二五 58	二八
九二	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件	二五 58	二九
九三	厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件	二五 58	三〇
九四	医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件	二五 58	三〇
九五	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する告示	二五 58	三一
九六	水道法施行規則第十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法の一部を改正する件	二五 58	五一
九七	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項に規定する医療に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件	二五 58	五八
九八	基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等の一部を改正する件	二五 58	六四
九九	特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件	二六 59	九九
一〇〇	特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件	二六 59	一〇一
一〇一	特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件	二六 59	一〇二
一〇二	令和元年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額を定める件	二六 59	一〇三
一〇三	労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件	二六 59	一〇四
一〇四	厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件	二七 60	一三
一〇五	厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養等の一部を改正する告示	二七 60	一三
一〇六	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件	二七 60	一三
一〇七	訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件	二七 60	一四
一〇八	要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を改正する件	二七 60	一四
一〇九	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額の計算方法の一部を改正する件	二七 60	一五
一一〇	基金中途脱退者に係る公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十三条第四項に規定する年金給付等積立金の額の計算方法の一部を改正する件	二七 60	一五
一一一	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件	二七 60	一六
一一二	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく高齢者保健事業の実施等に関する指針	二七 60	一七